

広島県公募型プロポーザル選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十一号

広島県公募型プロポーザル選定委員会規則の一部を改正する規則

広島県公募型プロポーザル選定委員会規則（平成二十六年広島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第一条・第二条関係）			
名称 （略）	委員の定数 （略）	名称 （略）	委員の定数 （略）
広島県土木建築局広島空港アクセス等情報システム公募型プロポーザル選定委員会	（略）	広島県土木建築局広島空港アクセス等情報システム公募型プロポーザル選定委員会	（略）
広島県土木建築局3D都市モデルを活用したユースケース開発公募型プロポーザル選定委員会	一〇人以内		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。